

# 志木市こども計画

令和7年度～令和11年度

子ども・子育て支援事業計画

次世代育成支援行動計画

成育医療等基本方針に  
基づく計画

放課後児童対策パッケージに  
基づく放課後児童対策

子ども・若者計画

子どもの貧困対策計画

子ども・若者が  
自分らしくいきいきと暮らせる  
まちを目指して

～すべての子ども・若者が幸せな未来を切り拓くことができるよう  
地域みんなで支えるまち「志木」～

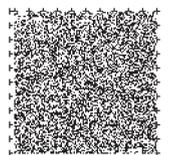
カペル



©(公財)志木市文化  
スポーツ振興公社  
<https://www.sbs.or.jp>

このコードは、音声コード  
「Uni-Voice」です。  
専用アプリで読み取ると、  
音声で内容が確認できます。

令和7年3月  
志木市



# 志木市こども計画とは

## 計画策定の背景

国では、すべての子ども・若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、令和5年4月に「こども基本法」が施行、令和5年12月に「こども大綱」が閣議決定され、「市町村こども計画」は「こども基本法」に基づき、「こども大綱」を勘案して、「子ども・若者計画」「子どもの貧困対策計画」と一体のものとして作成するよう努力義務が課せられています。

本市においては、平成27年度に「志木市子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年度に「第2期志木市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、市民、地域、関係機関、行政の協働による子育て環境の整備に取り組んできました。

このたび、「第2期志木市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度末をもって終期を迎えることから、「第3期志木市子ども・子育て支援事業計画」を含め、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「志木市こども計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

## 計画の根拠

本計画は、以下の法令などに基づく計画を包含し策定するものです。

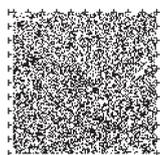
- こども計画：こども基本法第10条第2項
- 子ども・子育て支援事業計画：子ども・子育て支援法第61条
- 次世代育成支援行動計画：次世代育成支援対策推進法第8条
- 成育医療等\*1 基本方針に基づく計画：成育医療等基本方針
- 子ども・若者計画：子ども・若者育成支援推進法第9条第2項
- 子どもの貧困対策計画：こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項
- 国の放課後児童対策パッケージに基づく放課後児童対策

## 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。



本計画では、「子ども」、「こども」、「子供」の表記は制度に準じることとし、特に「子ども・子育て支援法」における教育・保育事業や地域子ども子育て支援事業の対象となる者は「子ども」と表記します。



\*1 成育医療等：妊娠・出産及び育児に関する問題、成育過程の各段階において生じる心身の健康に関する問題などを包括的に捉えて適切に対応する医療及び保健並びにこれらに密接に関連する教育・福祉などに係るサービスのこと。

## 計画の対象

本計画においては、子ども・若者と子育て当事者を計画の対象とします。

なお、ライフステージについては、こども大綱において、「誕生前」「乳児期」「幼児期」「学童期」「思春期」「青年期」と分けられており、「青年期」については「おおむね30歳未満とし、施策によってはポスト青年期\*2の者も対象」とされています。

また、「若者」については、法令上の定義はありませんが、本計画においては、思春期及び青年期の者とし、法令の規定を示す場合を除き、「若者」の語を用いることとします。

## 計画策定の過程

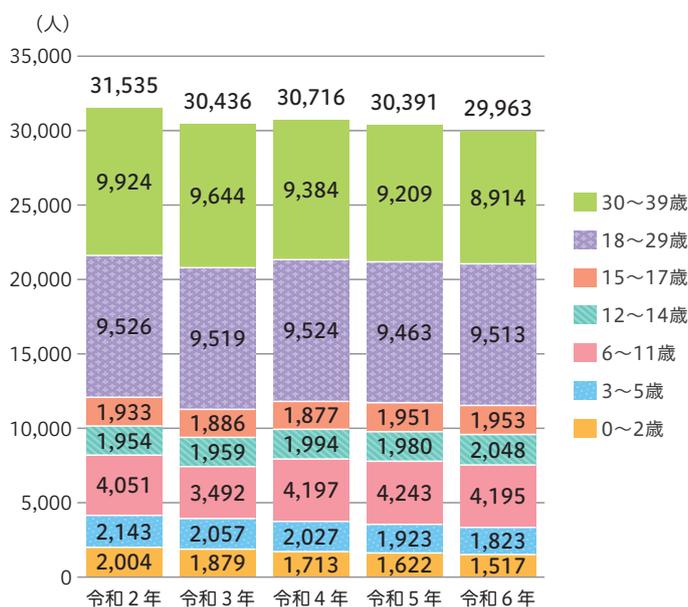
本計画の策定に当たり、本市の現状を把握するため以下の調査を行いました。

- アンケート調査の実施（子育て世帯の保護者や子ども・若者本人への調査）
- 関係団体アンケート調査（子ども・若者の居場所を運営している団体や教育・保育機関などへの調査）
- 子どもの意見聴取（こども食堂、児童センター、学童保育クラブなどの利用者への調査）

## 志木市の現状

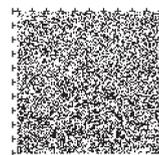
- 総人口は令和3年をピークに76,000人台で推移しています。子ども・若者の人口は過去5年間で小学生、中学生、高校生の年代が増加し、18～39歳の若者や、小学生未満の子どもは減少しています。
- アンケート調査から子ども・若者の居場所を求める意見が多く挙げられています。
- 障がいのある子ども、外国籍の子ども、15～39歳の若年無業者の増加、虐待の相談件数の増加など、支援や配慮を必要とする子ども・若者が増えています。
- 就学前児童・小学生の保護者の3～4割が子育て中に孤独・孤立感を感じると回答しています。

### ◆ 子ども・若者の人口



資料：埼玉県 町（丁）字別人口調査 各年1月1日現在

\*2 ポスト青年期：子供・若者育成支援推進大綱（令和3年4月）では、青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者と示されている。



# 計画の内容

## 基本理念

子ども・若者が権利の主体として尊重され、将来にわたって幸せな生活を送ることができるよう、行政、家庭、学校、地域等が一体となってその健やかな成長を見守り、支えていくことを目指し、子ども・若者施策に取り組むことが重要です。

こうした考えのもと、本計画の基本理念を以下のとおり設定します。



## 子ども・若者が 自分らしくいきいきと暮らせる まちを目指して



～すべての子ども・若者が幸せな未来を切り拓くことができるよう  
地域みんなで支えるまち「志木」～

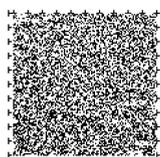
《参考》国のこども大綱におけるめざす社会のすがた

### こどもまんなか社会

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

国では、すべての子ども・若者が心も体も幸せに生活できる「こどもまんなか社会」を地域・社会全体でつくっていくことを目指しています。

そのために、地域・社会全体で子ども・若者を見守り、子ども・若者の意見を大切にし、子ども・若者にとって一番良いことが何かを考えて行動するなど、子ども・若者が幸せに育つ環境をつくりましょう。



# 基本的な視点

## 1 子ども・若者の権利の尊重と最善の利益の実現

子ども・若者の権利を保障し、子ども・若者の最善の利益を図るよう配慮したものとします。また、子ども・若者が、自らの権利、心と身体、平和で安心して暮らせる社会づくりについて、必要な情報や正しい知識を得ることができ、自分らしく幸せに暮らし、将来を切り拓いていけるよう、「子ども・若者ととともに」という姿勢で、子ども・若者を後押しできる地域を目指します。

## 2 子ども・若者への切れ目のない包括的な支援体制

すべての子ども・若者が、年齢を問わず相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていく必要があります。

また、子どもの貧困や、不登校、ひきこもり、ヤングケアラー、虐待など、さまざまな困難な状況にある家庭の子ども・若者を誰一人取り残さず、それぞれのニーズに応じた支援を切れ目なく行うことができるよう、多様な主体と分野が横断的に連携する、包括的支援体制の強化を目指します。

## 3 子育て当事者にやさしいまちの実現

妊娠・子育て中の人まで、誰もが安心して出産・子育てができ、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、子どもに向き合えることは、子どもと子育て当事者の幸せにとって欠かせないものです。

ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていくまちの実現を目指すとともに、子育て当事者が、ワークライフバランスを実現し豊かな人生を築いていくことができる環境づくりを目指します。

## 4 “市民力”を生かした子ども・若者への支援

市民をはじめ地域の多様な主体が世代や分野を超えてつながり、地域をともに創る「地域共生社会」の理念を踏まえ、“市民力”を生かした一体的な子育て支援を進めます。このことにより、子ども・若者の成長を地域全体で支えるとともに、子ども・若者とのかかわりを通じて地域も成長する“共育で”が実現するまちづくりを目指します。

## 5 子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重した施策の推進

「こどもまんなか社会」の実現に向けて、子ども・若者を支援の対象として捉えるだけでなく、共に社会をつくるパートナーとして、その意見を聴き、政策に反映させる取り組みが重要です。

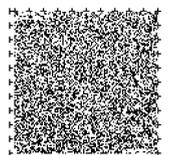
さまざまな機会を捉え、子ども・若者、子育て当事者の社会参画の促進や意見を聴く取り組みを行い、施策への反映に努めることで、より実効性のある施策の実現と、子ども・若者の自立や自己有用感の育成を目指します。

## 6 デジタル化の推進による住民サービスの向上と行政運営の効率化

子育て世帯にとっては、施設や相談先などの情報入手、申請や予約の手続き、健診結果などの情報管理が負担となっています。また、現状、保育・教育施設や学校現場においても、事務負担が大きくなっていることから、母子保健や保育など、こども政策DX（デジタルトランスフォーメーション）\*3 や、学校現場におけるDXの推進が重要です。

情報管理システムの全国展開など、国で推進されている動向を注視し、柔軟に対応するとともに、市における適切な情報管理、情報発信の一元化に努めることで、住民サービスの向上と業務の効率化を目指します。

\*3 DX：デジタル（Digital）とトランスフォーメーション（Transformation）により作られた造語で、デジタル技術による変革のこと。主に自治体においては、デジタル技術やデータを活用して、行政サービスの利便性を向上させるとともに、業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげるなど、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることを目指す。



# 計画の全体像

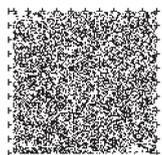


施策の展開



基本的な視点

- 1 子ども・若者の権利の尊重と最善の利益の実現
- 2 子ども・若者への切れ目のない包括的な支援体制
- 3 子育て当事者にやさしいまちの実現
- 4 “市民力”を生かした子ども・若者への支援
- 5 子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重した施策の推進
- 6 デジタル化の推進による住民サービスの向上と行政運営の効率化



ライフステージを通じた施策

目標 1

子ども・若者の  
主体性を育む  
ための支援

子ども・若者育成支援  
計画を含む

目標 2

親と子の健康・  
医療の充実

成育医療等基本方針に  
基づく計画（母子保健  
分野）を含む

## 基本理念



こども

目標 3

児童虐待防止、  
配慮を要する  
子ども・家庭  
への支援

子どもの貧困対策計画  
を含む

目標 4

地域ぐるみで  
子ども・若者を  
守る体制の  
強化

目標 5

「子育て」と  
「子育て」の  
支援

※ [ ] 内は包含する計画を示しています。

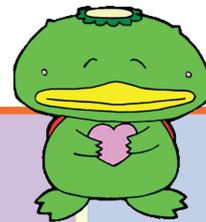
目標 6

未来を切り拓く  
子ども・若者  
への支援

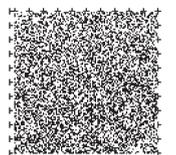
成育医療等基本方針に  
基づく計画（母子保健  
分野）を含む

# 子ども・若者が 自分らしくいきいきと暮らせる まちを目指して

～すべての子ども・若者が幸せな未来を切り拓くことができるよう  
地域みんなで支えるまち「志木」～



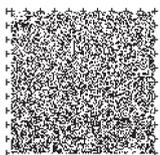
## まんなか社会の実現



# 施策体系・重点施策

基本目標	重点施策	施策の方向
<p><b>目標 1</b></p> <p><b>子ども・若者の主体性を育むための支援</b></p> <p>子ども・若者育成支援計画を含む</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子ども・若者の居場所づくりの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 権利擁護・意見の反映</li> <li>(2) 居場所・体験機会の創出</li> <li>(3) 地域の交流促進</li> </ul>
<p><b>目標 2</b></p> <p><b>親と子の健康・医療の充実</b></p> <p>成育医療等基本方針に基づく計画（母子保健分野）を含む</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 妊娠から出産・子育て期における伴走型相談支援</li> <li>● 母子保健におけるデジタル化の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 妊娠・出産・子育てまでの切れ目ない支援</li> <li>(2) 親子の健康管理</li> <li>(3) 健やかな心身の育成</li> <li>(4) 食育の推進</li> </ul>
<p><b>目標 3</b></p> <p><b>児童虐待防止、配慮を要する子ども・家庭への支援</b></p> <p>子どもの貧困対策計画を含む</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童虐待防止への対応</li> <li>● ヤングケアラー支援体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 子どもの貧困対策の推進</li> <li>(2) 児童虐待防止の推進</li> <li>(3) ひとり親家庭への支援</li> <li>(4) ヤングケアラーへの支援</li> <li>(5) 障がいなどのある子ども・若者への支援</li> <li>(6) ひきこもり・不登校など配慮が必要な子ども・若者への支援</li> <li>(7) 相談支援体制の充実</li> </ul>
<p><b>目標 4</b></p> <p><b>地域ぐるみで子ども・若者を守る体制の強化</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子ども・若者の健全育成と非行防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 安全・安心なまちづくりの推進</li> <li>(2) 非行防止と立ち直り支援</li> <li>(3) 子ども・若者の自殺防止</li> <li>(4) 地域の活動団体との協働</li> </ul>

ライフステージを通じた施策



# 【ライフステージを通じた施策】

## 取り組み

人権作文・人権標語の実施、人権教室の実施、「人権の花」運動の実施、はたちの記念式、「子どもの権利条約」の周知

朝のこどもの居場所づくりモデル事業、放課後子ども教室、学童保育クラブの空調設備の更新、児童センターの整備、児童公園などの整備・充実、かすみ児童公園水遊び場再整備事業、ふれあい館「もくせい」における居場所づくり、小学生以上の子どもの図書館（室）利用促進、図書館資料の充実・整備、未就学児の図書館（室）利用促進、あかちゃんタイム、郷土・文化に関する学習機会の提供、環境講座の開催、環境教育の実施、スポーツ振興委託事業・学校施設開放事業、青少年事業の推進、子育て支援センター・児童センターのボランティア、図書館事業のボランティア

子育て支援センター事業の充実、児童センター事業の充実、子育てサークル活動に関する相談や情報提供、保育園における子育て支援事業、親子で参加できる講座の開催、親子で遊ぼう、保育園における世代間交流事業、ふれあい館「もくせい」における世代間交流事業、ふれあい館「もくせい」における多世代交流事業、三世帯・子育て支援交流会、講座・研修会時における託児サービス、グループ・サークル情報誌の発行

母子健康手帳交付、住民税非課税世帯などの妊婦に対する初回産科受診料助成、助産師や保健師による相談、産後ケア事業、妊婦のための支援給付金及び併走型相談支援事業、こんには赤ちゃん事業、おっぱいケア訪問、乳幼児健康相談、乳幼児出張健康相談、乳幼児電話健康相談、こども家庭センターの設置、パパママ学級、はじめて赤ちゃん学級、お父さん参加事業

妊産婦訪問指導、妊産婦健康診査の助成、妊婦歯科検診、乳幼児健康診査、各種予防接種の実施、むし歯予防教室、母子保健情報のデジタル化、産前・産後サポート事業、産後うつケア推進事業、ハグッと親子サポート事業、多胎児ピアサポーター育成事業、ママサポあんしんタクシー事業（多子多胎児等移動費用支援事業）

いのちの支え合いを学ぶ授業、小・中学校における食育の推進、志木っ子元気！子どもの健康づくりプロジェクト、子どもを取り巻く有害環境対策、非行防止活動、保護司による出前講座、青少年育成市民会議の実施

離乳食教室、保育園における食育の推進、ランチで食育、おやこの食育教室、小・中学校における食育の推進

関係機関の連携強化、子ども食堂などとの連携、基幹福祉相談センターにおける相談支援、学習支援事業

児童虐待防止ネットワークの充実、こども家庭センターの設置、養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業、こどもショートステイ事業

児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費支給事業、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金

ヤングケアラーの実態把握及び横断的な支援、ヤングケアラーに関する啓発及び研修の実施、ヤングケアラーに関する相談、ヤングケアラー家事支援事業

すくすく相談、巡回発達相談、早期からの就学相談体制の充実、福祉サービス利用相談、個別発達相談、親子グループ支援事業、医療的ケア児支援プロジェクト、ひまわり保育（障がい児保育）事業、放課後等デイサービス事業、児童発達支援事業、「志木っ子サポートシート」を活用した支援、特別支援教育プログラム事業、特別支援教育スクールカウンセラー巡回訪問、特別支援教育支援員派遣事業、発達障がい理解啓発事業、障がい者理解促進事業

ステップルーム、ホームスタディー制度、日本語指導員派遣事業、外国人申請・相談サポート事業、こころの相談、健康・こころ・育児などに関する個別相談、基幹福祉相談センターにおける相談支援

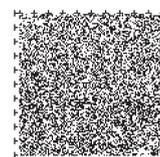
子育てに関する情報提供、子どもと家庭の相談室における相談、子育て支援センターにおける相談、健康相談、小児科医師・臨床心理士による相談、特に支援が必要な家庭に対する相談の充実、利用者支援員の配置、女性相談・男性相談、ヤングケアラーに関する相談

交通安全推進事業・交通安全教育、防犯ブザーの配布、自主防犯活動、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業、児童の安全確保、防犯カメラの活用、インターネットなどについての相談、道路の整備、交通安全施設整備事業、デマンド交通

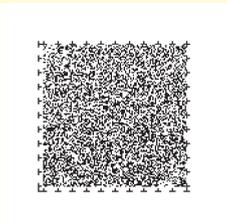
子どもを取り巻く有害環境対策、非行防止活動、保護司による出前講座、青少年育成市民会議の実施

教育相談、小学校スクールカウンセラーの派遣、学校福祉相談員による支援、市内各中学校内相談員の配置、インターネットなどについての相談、若者のこころの相談、子どもと家庭の相談室における相談

母子保健推進員連絡協議会、食生活改善推進員協議会、民生委員・児童委員、子ども会などの活動の促進、地域の「しょく（食・職）場づくり」担い手育成・食育推進事業



基本目標	重点施策	施策の方向
<p><b>目標 5</b></p> <p><b>「子育て」と「子育て」の支援</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新たな保育制度への対応</li> <li>● 公立保育園の機能強化と保育の質の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 家庭の子育て力の向上</li> <li>(2) 幼・保・小の連携体制の強化</li> <li>(3) 保育の充実</li> <li>(4) 学校教育の充実</li> <li>(5) 子育てに係る経済的負担の軽減</li> </ul>
<p><b>目標 6</b></p> <p><b>未来を切り拓く子ども・若者への支援</b></p> <p>成育医療等基本方針に基づく計画（母子保健分野）を含む</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 共育てへの理解・促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) プレコンセプションケアの推進</li> <li>(2) 若者の自立支援</li> <li>(3) 結婚・出産を望む人への支援</li> <li>(4) ワークライフバランス・働き方改革の推進</li> <li>(5) 共育てに関する啓発活動</li> </ul>



# 【ライフステージ別の施策】

## 取り組み

家庭の教育力向上、親の学習プログラムの展開、「元気に育つ志木っ子条例」に基づく事業の推進、親子経済講座、消費生活展

一人ひとりの幼児のニーズに応じた支援、幼・保・小の連携

みつけようお気に入り保育園、「こども誰でも通園制度」の実施、医療的ケア児保育事業、保育の相互交流・検討会、病児・病後児保育、一時保育、延長保育、ファミリー・サポート・センターによる支援、病児緊急サポート、園外活動の安全対策、北美保育園の建替え、放課後志木っ子タイム、放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）

小中一貫教育推進事業、学力の向上、体力の向上、不登校対策（COCOLOプラン）、ベーシックサポート事業、複数・少人数指導体制推進事業、コミュニティ・スクール推進事業

幼児教育類似施設の保育料の軽減、幼稚園・保育園などの主食費の軽減、児童手当、子ども医療費助成事業

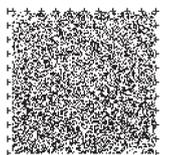
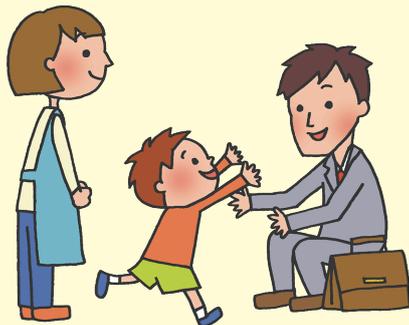
妊娠や出産に係る正しい知識の普及・学習機会の提供、子どもの頃からの心身の健康に関する正しい知識の普及

ジョブスポットしきの活用、家計改善支援事業、就労準備支援事業、ひきこもりなどに対する支援の充実、キャリアカウンセラーによる無料個別相談

結婚支援に関する情報発信、早期不妊検査費の助成、不育症検査費・治療費の助成

男女共同参画に関する啓発活動、仕事と生活の調和に関する意識啓発

男性の家庭参画の促進、男性の育児休業制度などの活用促進、共育てに関する情報発信



# 取り組みの内容

## ライフステージを通じた施策

### 目標 1

#### 子ども・若者の主体性を育むための支援

子ども・若者育成支援計画を含む

子ども・若者が権利の主体であることについて、社会全体で認識を共有することができるよう、こども基本法や子どもの権利条約などの趣旨や内容について情報提供や啓発を行うとともに、さまざまな機会を捉え、子ども・若者、子育て当事者の交流や社会参画の促進、意見を聴く取り組みを行います。

また、地域と連携しながら子ども・若者が安心して過ごせる「第三の居場所」の充実に向けて、安全な居場所や文化芸術、スポーツなど多様な体験ができる機会の充実に努めます。

### 目標 2

#### 親と子の健康・医療の充実

成育医療等基本方針に基づく計画（母子保健分野）を含む

妊娠・出産・産後にかかわる心身のケアに向け、母親・父親に対して切れ目ない支援を行うことができるよう、身近な相談に応じる伴走型の支援や経済的支援のほか、子育て当事者同士の交流の促進を図ります。

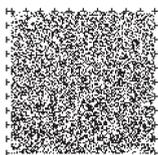
また、妊産婦や乳幼児に対する健康診査など、親子の基本的な健康増進に取り組むとともに、子ども・若者の健やかな心身の育成に向けて家庭や幼児教育・保育施設、学校と連携しながら、必要な情報提供やその状況に合わせた適切な支援に取り組みます。

### 目標 3

#### 児童虐待防止、配慮を要する子ども・家庭への支援

子どもの貧困対策計画を含む

発達における特性や、複合的な課題を持つ子どもと家庭に対し、子どもの学習機会や居場所の確保、生活の安定と自立に向けた支援、課題を解きほぐし必要な支援につなげるための相談・コーディネートなど、関係機関との分野横断的な連携により、個々の特性や状況に応じた適切な支援を行います。



## 目標 4

## 地域ぐるみで子ども・若者を守る体制の強化

子ども・若者が地域で安心して成長することができるよう、安全・安心なまちづくりの推進に取り組むとともに、非行の防止と立ち直りへの支援を行います。

また、孤立を防ぎ、心の危機に陥った際のSOSの出し方について周知を行うとともに、そうしたSOSにすぐに気づくことができるよう地域での見守り体制や相談体制を強化するなど、子ども・若者の自殺防止に取り組みます。

さらに、これらの取り組みを身近な地域で行う活動団体と密接に連携しながら進めることができるよう、体制の強化に努めます。

### ライフステージ別の施策

## 目標 5

## 「子育て」と「子育て」の支援

乳幼児期からのウェルビーイング（幸福・心身の健康）を高めていくため、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」に基づき、家庭や幼児教育・保育施設と連携しながら切れ目のない支援・サービスの提供に取り組むとともに、小・中学校の義務教育9年間の一貫した学びを推進することで、子どもが自ら成長しようとする力である「子育て」の支援体制の強化に取り組みます。

また、教育の出発点として、家庭において基本的な生活習慣や健やかな心身の発達、自立心の育成などを行うことができるよう、家庭の子育て力の向上に取り組むとともに、子育てに係る経済的負担の軽減に取り組みます。

## 目標 6

## 未来を切り拓く子ども・若者への支援

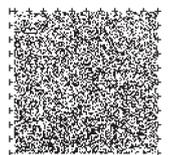
成育医療等基本方針に基づく計画（母子保健分野）を含む

性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、ライフプランや健康管理を行うことができるよう、プレコンセプションケア\*4の推進に取り組みます。

また、すべての子ども・若者が社会参加や就業を通じて、自立して生活できるよう、生活の基本となる家計の管理方法や就職に向けた継続的な支援を行います。

さらに、働く若者などが、就労、結婚、出産、子育ての希望を実現することができるよう、市民や市内企業に対してワークライフバランスや多様な働き方の実現に向けた意識啓発などに取り組みます。

\*4 プレコンセプションケア：男女ともに性や妊娠に対する正しい知識を身に付け、将来の妊娠のための健康教育を促す取り組みのこと。



# 第3期志木市子ども・子育て支援事業計画

本計画では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育の提供区域を志木区域と宗岡区域に設定するとともに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」及び「提供体制」を定めています。

## (1) 教育・保育事業

1号認定：幼稚園などでの教育を希望する満3歳以上のお子さん

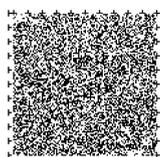
2号認定：保育が必要な要件に該当し、保育所などでの保育を希望する満3歳以上のお子さん

3号認定：保育が必要な要件に該当し、保育所などでの保育を希望する満3歳未満のお子さん

単位：人		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定 (3～5歳)	量の見込み	890	820	765	735	702
	提供体制	1,424	1,424	1,424	1,424	1,424
2号認定 (3～5歳)	量の見込み	765	763	768	793	813
	提供体制	914	808	808	864	864
3号認定 (0歳)	量の見込み	156	162	166	171	175
	提供体制	198	180	180	186	186
3号認定 (1歳)	量の見込み	292	311	319	327	347
	提供体制	344	318	318	323	323
3号認定 (2歳)	量の見込み	316	315	331	337	342
	提供体制	386	355	355	365	365

## (2) 地域子ども・子育て支援事業

上段：量の見込み 下段：提供体制	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
時間外保育事業（延長保育事業）	人	1,039	1,082	1,099	1,169	1,169
		1,635	1,596	1,596	1,635	1,635
放課後志木っ子タイム						
①放課後児童健全育成事業 (学童保育クラブ)	人	505	501	485	465	452
		510	510	510	510	510
②放課後子ども教室	人	638	622	599	577	545
		638	622	599	577	545
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	人日	46,698	45,961	47,860	49,980	51,904
	か所	5	4	4	4	4
一時預かり事業及び預かり保育事業						
①預かり保育 (幼稚園型)	人日	39,367	39,513	40,079	40,963	41,713
		39,367	39,513	40,079	40,963	41,713
②一時保育 (幼稚園型以外)	人日	8,826	8,637	8,587	8,591	8,577
		10,281	7,418	7,539	10,523	10,625



上段：量の見込み 下段：提供体制		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子育て短期支援事業 (こどもショートステイ事業)	人日		87	103	119	135	151
			87	103	119	135	151
病児・病後児保育事業	人日		1,354	1,297	1,262	1,237	1,211
			1,235	1,230	1,220	1,235	1,225
ファミリー・サポート・センター事業	人日		1,018	1,117	1,195	1,239	1,278
			1,018	1,117	1,195	1,239	1,278
利用者支援事業	基本型	か所	1	1	1	1	1
			1	1	1	1	1
	特定型	か所	1	1	1	1	1
			1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	か所	1	1	1	1	1
			1	1	1	1	1
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	人		483	473	464	455	446
			483	473	464	455	446
養育支援訪問事業	人		2	2	2	2	2
			4	4	4	4	4
妊産婦健康診査の助成	人		486	476	467	458	449
			486	476	467	458	449
子育て世帯訪問支援事業	人日		42	41	40	40	39
			42	41	40	40	39
親子関係形成支援事業	人回		204	204	204	204	204
			204	204	204	204	204
妊婦等包括相談支援事業	人回		1,404	1,374	1,350	1,323	1,296
			1,404	1,374	1,350	1,323	1,296
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	0歳	人日	21	21	20	20	19
			24	20	20	22	24
	1歳		11	9	8	8	7
			29	15	15	20	21
	2歳		10	8	9	8	8
			14	8	8	12	14
産後ケア事業	人日		244	239	234	230	225
			244	239	234	230	225

●多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

本市では、これまで民間事業者などを含む多様な主体による事業展開を図っており、今後も、待機児童数や多様化する保育ニーズなどを踏まえ、適切な確保・促進に努めます。

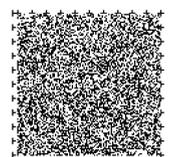
また、「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業」の実施により、対象となる施設などに通う児童の利用料を助成します。

●実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況などを勘案しながら、教育・保育の充実に努めていきます。

●児童育成支援拠点事業

現時点では民間団体などと協働し、地域ぐるみで子どもの居場所づくりを推進することとし、計画期間中に本事業の実施の方法について検討します。



# 計画の推進

## 計画全体の推進体制

### (1) 庁内推進体制

本計画は、子ども・若者施策を総合的に推進する計画です。そのため、全庁的に広く連携し、計画を推進していきます。

### (2) 関係機関・団体との連携

計画の実現にあたっては、行政だけではなく、本市全体として、子ども・若者施策に取り組むことが求められています。そのため、市内の子育て支援に関わる保育園、幼稚園、認定こども園、学校、地域、その他関係機関・団体などとの連携の強化を図ります。

## 情報提供・周知

本計画について、市ホームページでの計画本編の公開や、概要版の発行などにより、子ども・若者も含めた市民への周知を図ります。

また、計画の進捗状況や市内の多様な施設・サービスなどの子ども・子育てに関する情報については、広報紙や市ホームページなどを通じて、市民への周知・啓発を図ります。

## 計画の評価・検証

本計画における各サービスなどについて見込みと確保の内容のバランスや目標ごとに定めた目標値の達成状況などについては、毎年度、児童福祉審議会において点検・評価を行い、事業が計画に即して的確に実施されるよう管理します。点検・評価を行った結果については、市ホームページなどで公表するとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

### 志木市こども計画【概要版】

令和7年3月

発行：志木市

編集：子ども・健康部 子ども支援課

〒353-8501 埼玉県志木市中宗岡1丁目1番1号

TEL 048-473-1111

